

大口町告示第53号

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年大口町告示第87号）の一部を次のように改正する。

第21条中「建設部都市整備課」を「産業建設部都市整備課」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。